

徳島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号
鳴門池田		路線名
		区 間
同 五九番三地先まで	同 五八番一地先まで	板野郡上板町神宅字西金屋六三番三地先から
新	旧	新旧 の別
一四・二〇・三一・七	一二・九〇・二六・四	敷地の幅員 （メートル）
八六・七	八六・七	延長 （メートル）